

# 福祉部局と連携した障害者施設の実態把握体制について

富山市消防局 予防課設備係 川嶋孝宏

## はじめに

富山市は、富山県の中央に位置し、北は海の幸に恵まれた富山湾に面し、東には標高3,000m級の雄大な立山連峰がそびえ立ち、澄みわたる海と豊かな水、美しい自然であふれる町である。

富山市の人口は、約41万人、当消防局は、1本部8署、職員数は467名で組織されている(令和4年4月1日現在)。

今回紹介する事例は、富山県内の障害福祉部局と各消防本部が、障害者支援施設等の用途判定の取扱いやスプリンクラー設備の設置基準等の了解事項を定め、障害福祉部局との連携体制等を構築したことから、用途の見直し及びスプリンクラー設備設置対象の早期把握に繋がった

事案である。

## 連携体制強化の契機

平成25年から平成26年にかけて、消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正(以下「法令改正」という。)により、障害者支援施設等の用途判定やスプリンクラー設備の設置基準等が改正となった。

この法令改正により、(6)項口及び(6)項ハが細分化され、「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」に該当する障害者支援施設等は、(6)項口(5)に区分されることとなり、また、(6)項口(5)で延べ面積275㎡未満の障害者支援施設等は、「介助がなければ避難できない者

として総務省令で定める者を主として入所させるもの」に該当する場合、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなった(図1、2参照)。

なお、この法令改正と並行する形で、従前の「障害者自立支援法」が、「障害者総合支援法」

(6)項口		(6)項ハ	
(1)	老人短期入所施設 ※1 有料老人ホーム ※1 など ※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る	(1)	老人デイサービスセンター 有料老人ホーム ※2 など ※2 避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く
(2)	救護施設	(2)	更生施設
(3)	乳児院	(3)	助産施設 保育所 児童養護施設 など
(4)	障害児入所施設	(4)	児童発達支援センター 放課後等デイサービス施設 など
(5)	障害者支援施設 ※3 短期入所施設 ※3 共同生活援助施設 ※3 ※3 避難が困難な障害者を主として入所させるものに限る	(5)	障害者支援施設 ※4 共同生活援助施設 ※4 身体障害者福祉センター など ※4 避難が困難な障害者を主として入所させるものを除く

図1 (6)項口及び(6)項ハの細分化

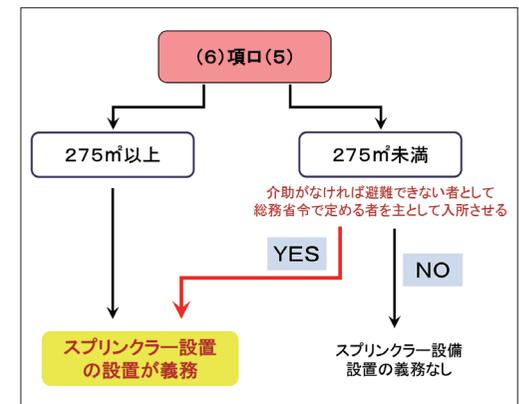


図2 スプリンクラー設備の設置基準



富山平野から眺める立山連峰

(正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、平成26年4月1日に施行された。主な変更内容としては、次の事項が挙げられる。

- 障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が、障害者に必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」に改められたこと
- グループホームとケアホームが一元化されたこと
- 障害程度区分では、知的障害者や精神障害者の区分が実情よりも低く認定される傾向に

# 違反是正

あったが、障害支援区分となったことで、障害者の特性に応じて適切に認定されるようになったこと

これらの改正により、それまでは、施設名、面積などから一律に用途判定や消防用設備等の設置判断をしていたものが、障害福祉部局への申請内容等を考慮しつつ、施設利用者の避難困難性等の利用実態を把握した上で、個々に判断することが求められることとなった。

## 浮き彫りとなった課題

前述した法令改正により、次の課題が想定された。

- 法令改正に伴う運用通知(平成26年3月14日消防予第81号)により、(6)項口(5)で規定する「避難が困難な障害者等」について、「障害支援区分認定を受けていない者」にあっては、福祉部局と連携の上、障害の程度を適切に判断すること」と示されたが、どのように障害福祉部局と連携し、障害程度の判断等を行えばよいのか？
- 障害支援区分には有効期間(3か月～3年)があり、入所者に変更がなくても、入所者の障害支援区分変更により、建物の用途区分が変

更となることが想定され、定期的に入所者状況を把握するためには、どのような方策が考えられるのか？

- 延べ面積275㎡未満の(6)項口(5)については、障害支援区分の審査判定で用いる「認定調査項目」の支援の度合により、スプリンクラー設備の設置判断をする必要がある(図3参照)が、それぞれの障害者の認定調査項目の度合を把握しているのは、各市町村の障害福祉部局であり、認定調査項目の度合を開示請求等により確認を行う場合、時間を要することが考えられるが、早期に確認するための方策はないのか？
- 市内で該当施設を運営する者の中に、県内各市町村でも同様の施設を運営する者がいたことから、消防本部で異なる指導をした場合、施設関係者に混乱を与えてしまうのではないのか？ 統一した指導をすべきではないのか？  
これらの課題を解決すべく、県内の消防本部に呼びかけ、県及び各市町村の障害福祉部局と検討会を5回開催した結果、「障害者支援施設等の用途判定等に係る了解事項」を策定し、当該内容を平成27年2月に富山県消防長会として県及び各市町村の障害福祉部局に通知した。

認定調査項目	項目	支援の度合				
		支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
認定調査項目	移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
	移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
	危険の認識	支援が不要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	
	説明の理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない	
	多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
	不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要

⇒「認定調査項目」の6項目のうち、1項目でも上記の黄色の部分に該当する場合、介助がなければ避難できない者となる。

図3 認定調査項目の支援の度合

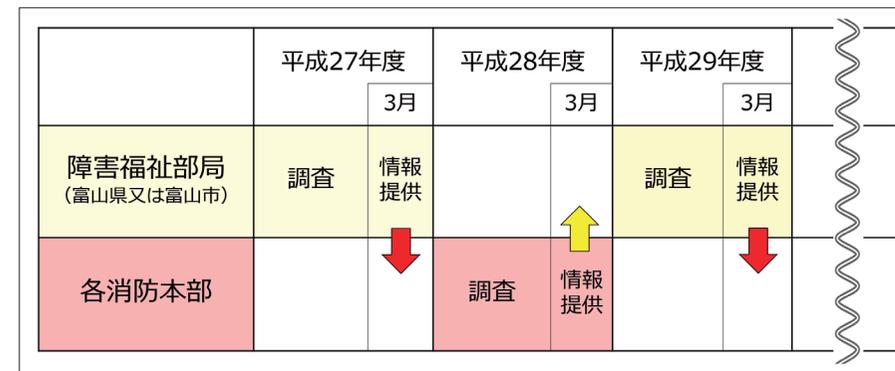


図4 定期的な入所状況の把握体制

なお、検討会では、富山県障害福祉課、県内全15市町村の障害福祉部局、富山県消防課、県内全8消防本部の担当者が意見交換を重ね、了解事項が決定された。

## 了解事項の内容

### ①用途判定について

「避難が困難な障害者等」の取扱いについて、障害支援区分認定を受けていない者であっても、車椅子や車付きベッドの利用を必要とするなどの自力避難困難者は、同様に避難が困難な障害者等とみなすこととした。

また、新築時や用途変更時に入所予定者の障害支援区分やサービス内容等を事前に把握できる様式を了解事項で定め、施設関係者から提出を受けることとした(様式1)。

なお、入所予定者が未確定の場合や、利用者が頻繁に入れ替わる短期入所施設については、障害福祉部局と協議した結果、入所者の障害支援区分に関わらず、(6)項口(5)として用途判定することとした。

### ②定期的な実態把握体制及び障害福祉部局との連携について

(6)項口(5)(延べ面積275㎡未満でスプリンクラー設備が設置されていないもの)及び(6)項ハ(5)(入所施設に限る)について、障害福祉部局(富山県又は富山市※1)と各消防本部が、隔年で交互に入所状況の調査を行うこととし、その結果をお互い情報提供することとした(図

4参照)。

※1 障害者施設の指定(更新)を受ける際、富山市以外の施設は富山県に、富山市は中核市のため富山市の障害福祉部局に申請することから、施設の実態把握をしている富山県又は富山市の障害福祉部局と連携をするもの。

消防本部の立入検査時に入所者の障害支援区分を確認する様式についても了解事項で定め、県内消防本部が同様式で施設関係者から入所状況報告を受けることとした(様式2)。

### ③認定調査項目の確認方法について

消防から障害福祉部局(各市町村※2)への照会様式を定め、開示請求によらずとも確認ができる方法とした(様式3)。



福祉部局と連携した違反対象物の早期是正指導の取組は、予防業務優良事例表彰で優秀賞を受賞しました。(左:筆者、右:「了解事項」の策定に尽力した若林主幹)

年月日

(宛先) 消防長 (消防署長)

届出者

住所

氏名

の入所者等の入所状況について

本申請施設の詳細については、下記のとおり記入ください。

1 施設名:

2 所在地:

3 定員数: 名

4 入所者等の入所状況

障害支援区分4以上が8割以上

障害支援区分4以上が8割未満

現在のところ未確定

5 サービスの提供

食事の提供  日常生活上の援助

健康管理  介護の提供

6 防火管理状況

従業員 名

当番者有  消防団員等への委託有

当番者無  消防団員等への委託無

消防団員等への委託有  消防団員等への委託無

自動火災報知設備と連絡して近隣機関へ連絡

その他 ( )

現在のところ未確定

7 その他

上記取組事項に変更が生じた場合は、消防機関に連絡いたします。

※該当する項目には、☑して下さい。

様式 1 入所予定者を確認する様式

年月日

(宛先) 消防署長

管理権限者

住所

氏名

入所者等の入所状況等報告書

1 対象物名:

2 所在地:

3 入所者等の入所状況について

(1) 入所状況: 室中、 名が入所

(2) 入所者等の状況

① 障害支援区分なし 名

② 障害支援区分1 名

③ 障害支援区分2 名

④ 障害支援区分3 名

⑤ 障害支援区分4 名

⑥ 障害支援区分5 名

⑦ 障害支援区分不明 名

※1 上記①から④のうち、自力避難困難者(車椅子、車いすベッド、あるいはローアーマー、手つなぎ、聴覚障害、盲点等により介助者による避難が必要)の内訳を記入して下さい。

※2 上記①から④の内、支給決定を受けている市町村名と人数を記入してください。

市・町・村 名 市・町・村 名

市・町・村 名 市・町・村 名

※3 夜間の防火管理状況

夜間当番者 ( 名)

消防団員等への委託有

消防団員等への委託無

自動火災報知設備と連絡して近隣機関へ連絡

その他 ( )

※該当する項目には、☑して下さい。

※障害支援区分で認定されている者は、障害支援区分に読み替えて記載してください。

様式 2 障害支援区分を確認する様式

※2 介護給付など障害福祉サービスを受ける際、障害者が居住する市町村に申請することから、照会先は、障害者個人に関する情報(認定調査項目の度合を含む)を把握する各市町村の障害福祉部局とするもの。

なお、障害福祉部局からの回答については、「認定調査項目の6項目のいずれかに該当する者(介助がなければ避難できない者)については、○名中○名である」ということのみ回答することとした。法令改正等の運用通知(平成26年3月28日消防予第118号)では、「認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定している」と示されているが、通知で示された内容のとおり運用すると、開示請求手続きが煩雑となり、また、確認に日数を要することが想定されたため、一人の障害程度が特定されないことに配慮し、かつ、短期間で行えるものとした。

運用状況

了解事項に基づく運用は、平成27年度から開始し、平成27年度は障害福祉部局が各施設の調

査を行い、各消防本部へ調査結果が報告され、平成28年度は、その結果に基づき、各消防本部が各施設の実態調査を行い、調査結果を障害福祉部局へ報告、以後、隔年で障害福祉部局と各消防本部による調査が行われている。

早期把握に繋がった事例

令和2年度、障害福祉部局からの情報を基に、実態調査を行ったところ、入所者の障害支援区分が変更され、用途変更及びスプリンクラー設備の設置義務が生じることが予想される共同生活援助施設(A対象物)を把握した。

【A対象物の概要】

構造規模: 木造2階建て、延べ面積220.68㎡

消防用設備等: 消火器、自動火災報知設備、誘導灯(把握当時、設置済みのもの)

入所者の状況: 定員7名、入所者7名(障害支援区分4の者が6名、障害支援区分5の者が1名)

A対象物は、平成23年12月に(6)項ハ(5)として建築され、以降、法令違反も無く良好に運

年月日

市町村 課

消防局(本部) 課

スプリンクラー設備の設置対象物に係る障害支援区分の認定調査項目の調査について

提出期限	月 日 ( ) までに回答をお願いします。
回答	課 照会元 消防局(本部) 課(内線) 4桁以下

記

1 調査対象物名・所在地:

2 調査対象物 市(町・村)で支給決定を受けている入所者数 名

3 障害支援区分4以上の者で、次の認定調査項目のいずれかに該当する者が何人いますか。

① 「移乗」において、支援が必要な者又は見守り等の支援が必要な者

② 「移動」において、支援が必要な者又は見守り等の支援が必要な者

③ 「危険の認識」において、支援が必要な者又は部分的な支援が必要な者

④ 「脱出の理解」において、理解できない者

⑤ 「多動・行動停止」において、支援が必要な者

⑥ 「不安定な行動」において、支援が必要な者

※ 照会結果については、調査対象者 名中、 名が該当 という形で任意の様式にて回答願います。

※ 障害支援区分で認定されている者は、障害支援区分に読み替えて記載してください。

様式 3 認定調査項目の照会様式

営管理されていたが、令和2年度末の立入検査において、施設関係者から提出された「入所状況報告書」により、障害支援区分4以上の者が8割を超えていることが判明した。スプリンクラー設備の設置の要否を確認する

ため、了解事項に基づき、入所者の認定調査項目について各市町村に照会したところ、2日後には各市町村から回答があり、入所者全員が「介助がなければ避難できない者」に該当することが判明し、スプリンクラー設備の設置対象となることを把握した。

施設側からは、用途変更に伴う防火管理者の選任等の必要な届出は全て提出され、その後、スプリンクラー設備の設置に向け、改善計画書が提出され、改善が図られている。

了解事項が無ければ、用途判定やスプリンクラー設備の設置の要否の判定に時間を要したことが考えられるが、今回の事案は、入所者の障害支援区分の変化に応じ、障害福祉部局とも連携して、早期に適切な指導ができたものである。

おわりに

本事例のように、入所者の障害支援区分変更により、スプリンクラー設備未設置という重大違反が発生する事例が出てくるのが想定される。

違反対象物の早期覚知とは是正指導には、福祉部局といった関係機関との連携は必須であり、今後も他行政機関との連携を推進するとともに、本事例が皆さまの業務の一助となれば幸いです。



富山市消防局予防課一同